

愛媛労働局発表
令和7年5月2日

[照会先]

【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
課長 亀田 典男
労働衛生専門官 宮崎 秀一郎
電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

職場における熱中症対策の強化等について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

～令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します～

熱中症¹の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。この改正により、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

また、厚生労働省及び愛媛労働局では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月1日から9月30日まで、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、県内事業場に対し、「暑さ指数(WGBT)²の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施」などの重点的な対策の徹底を図ることとしています。

1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の強直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

2 暑さ指数(WGBT)とは

気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

1. 令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

（1）愛媛県内では、休業4日以上之死傷者数は19人、うち死亡者数は1人でした。

平成27年以降の内訳をみると、業種別では製造業、次いで建設業の順、月別では7月と8月に多く発生しています。また、時間帯別では11時台と15時台に多く発生しています。（資料1参照）

（2）全国では、休業4日以上之死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人でした。

死傷者数の内訳を業種別にみると、製造業、次いで建設業の順に多く、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しました。

死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続きました。

令和6年の死亡災害30件のなかには、発症時・緊急時の措置の確認・周知をしていたことを確認できなかった事例が21件、暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が26件、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が15件、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は18件ありました。（資料2参照）

2. 「熱中症対策強化(改正労働安全衛生規則)」について

（1）改正の趣旨

職場における熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くには「初期症状の放置、対応の遅れ」が見られるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応について定めがないため、必要な対応を事業者には義務付けることとしたもの。

（2）改正の概要

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業において、

- ・「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員に周知させること。

- ・熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

の作成及び関係者に周知させること。（資料3参照）

3. 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の主な取組

厚生労働省及び愛媛労働局では、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営しています。

また、

- ・「暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること」

- ・「熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと」

- ・「糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと」

について特に重点的に呼びかけます。（資料4・資料5参照）

- 熱中症対策の強化に係る労働安全衛生規則の改正については、今後、愛媛労働局長から関係団体に対し、周知徹底の要請を行うことを検討しています。
- 令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施にあたっては、愛媛労働局長から令和7年4月7日付けで関係団体に対し取組要請を行っています。
また、主唱団体（県下の労働災害防止団体7団体）との相互連携により、一体的に対策を推進するため、「会員事業場等への周知啓発」、「事業場の熱中症予防対策への指導援助」及び「熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援」等効果的な熱中症予防対策の実施を依頼しています。
- 愛媛労働局及び県下の労働基準監督署では、今後あらゆる機会を捉えて、改正労働安全衛生規則の内容及び具体的な熱中症対策について、指導または周知啓発することとしています。
- 事業場における熱中症予防の取組を支援するための有益な情報（オンライン教育動画、災害統計、災害事例、好事例の紹介等）を次のポータルサイトで提供しています。
「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp>
- 気象庁発表の西日本の3か月予報では、5月～7月の気温が平年より高い確率は60%と、暖候期予報では、夏（6月～8月）の気温が平年より高い確率は60%とそれぞれ予報されています。



【添付資料】

- 資料1 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（愛媛労働局）
- 資料2 令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（全国）
- 資料3 パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」
- 資料4 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
- 資料5 リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」